

# 平成30年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成30年2月26日（月曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 議案第 1 号 町道路線の変更について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 議案第 2 号 町道路線の廃止について< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 5 議案第 3 号 第 7 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度）について< P 6 ~ P 15 >
- 日程第 6 議案第 4 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について< P 15 ~ P 17 >
- 日程第 7 議案第 5 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について< P 17 ~ P 20 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席であります。ただいまから、平成30年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

### ◎ 町長あいさつ

○議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集の御挨拶があります。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第1回臨時会招集に際しての御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

まず、直近の町の動きであります。

かねてから話題に上っておりました、野中温泉の野中正造さんが間もなくギネスの男性部門世界長寿、世界一という認定が間もなくなるのではないかという情報が来ております。正式にギネスで認定になりましたら、それなりの新たな顕彰ということも含めて、議会にも相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

次に、かねてから郊南地区で北海道ちぬやのジャガイモの貯蔵施設、国の産地パワーアップの補助金を受けて、工事が進められておりましたけれども、2月28日の日に修祓式、事実上の完成、それから3月の20日には落成式を予定しているということで報告を受けているところでございます。今後の足寄の農業、とりわけ畑作にとって極めて大きなウエートといたしますか、役割を果たしていただけるものというふうに期待をしているところでございます。

次に、昨年の3月25日の日に、北海道日本ハムファイターズと足寄町の間において、連携協定を結ばさせていただきました。この連携協定の中身につきましては、1つにはスポーツを通じたまちおこし、さらには観光、そして食、この三つを基本協定の中身として

調印を、連携協定を結んだところでありますけれども、この間スポーツの関係での人材派遣ということで、この間日本ハムファイターズのほうに何とか元プロ野球選手を派遣していただけないかということで要請をさせていただいたところでありますけれども、3月3日の日に正式に札幌のほうに出向いて、この新たな調印をさせていただきということで、ほぼ決まりました。3日の調印式を踏まえて、3月の定例会には詳細について報告ができるものというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

さて、本日の臨時会で審議をいただく案件につきましては、12件の議案を予定しております。その中で、とりわけ議案第3号、第7期の足寄町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画、これは3年に一度の見直しをすることになっております。とりわけ、多くの町民の皆さん方に直接関係ある介護保険の関係、これまとまりましたので、議案として提案をしていただくこととなっております。

さらには、議案第6号では、これも30年、本年の4月から、かつては国民健康保険、これはそれぞれの自治体が事業主体ということで進めてまいったところでありますけれども、これ法改正がありまして、4月から都道府県化がされるということで、これも多くの町民の皆さん方、国民健康保険に加入されている皆様方に直接影響する、とりわけ保険税がどうなっていくのかという部分、これについてもまとまりましたので、これも詳細につきましては、条例提案の説明の段階で説明をさせていただきますけれども、いずれにしても本年はこの二つの大きな計画といたしますか、事業の改訂ということでまとまりましたので、大変重要な案件でございますので、十分な審議をお願いをする次第でございます。

以上、申し上げまして、本臨時会招集に際しての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、12番井脇昌美君、1番熊澤芳潔君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました第1回臨時会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、2月26日から27日までの2日間であります。

本日は最初に、議案第1号、議案第2号を即決で審議いたします。

次に、議案第3号につきましては、提案説明を受け質疑を行った後に、議長を除く12名の委員で構成する第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

次に、議案第4号、議案第5号を即決で審議いたします。

議案第6号につきましては、後日提案説明を受けた後、文教厚生常任委員会へ付託し、閉会中の審査といたします。

なお、議案第7号から議案第12号までの補正予算案につきましては、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日から2月27日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から2月27日までの2日間に決定をいたしました。

### ◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第1号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議案となりました議案第1号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線に係る字地番の変更及び終点位置の一部変更をお願いするものでございます。

今回の変更の主な要因といたしましては、土地区画整理事業及び地籍調査事業に伴う地区内の路線見直しによるものでございます。

路線ごとの変更理由につきましては、路線番号201番下足寄太線、及び路線番号450番北5条1丁目通りにつきましては、路線番号263番郊南1丁目通り及び路線番号447番北4条1丁目通りと統合を行い、それぞれ下足寄太線、及び北5条1丁目通りとして、一元管理するために終点位置及び字地番の変更を行うものでございます。

次に、路線番号303番足寄原野線につきましては、終点位置が利別川河川改修に伴い河川管理用地として必要となったことから、終点位置の変更を行うものでございます。

次に、路線番号465番南1丁目通りから路線番号595番西町1丁目通りまでの3路線につきましては、路線の見直しにより終点位置及び字地番の変更を行うものでございます。

また、路線番号101番中矢足寄線から3ページの路線番号613番北5条1丁目中通りまでの38路線につきましては、起点及び終点の字地番の変更を行うものでございます。

以上、町道44路線についての変更をお願いするものでございます。

なお、4ページから7ページまでに地区変更路線位置図を、8ページから12ページまでに字地番変更路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第1号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第2号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第2号町道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、路線番号105番、路線名、芽登美里別線ほか4路線の廃止をお願いするものでございます。

路線番号105番芽登美里別線、及び路線番号335番硫黄鉦山線につきましては、道路として使用実態がなく維持管理も行っていないことから、廃止をお願いするものでございます。

次に、路線番号331番上足寄大誉地線につきましては、平成28年の台風災害以降、現在まで通行どめの処置を行っております。本路線の復旧については、多額の費用がかかること、また災害以降これまで通行についての問い合わせ等もないこと、さらに螺湾高台側からの奥については、国有林であるため、使用実態としては森林管理署のみとなっていることから、森林管理署及び住民からの使用要望について地域自治会にも確認したところ、廃止しても問題ない旨の回答を得たことから廃止をお願いするものでございます。

また、路線番号263番郊南1丁目通りにつきましては、下足寄太線とし、路線番号447番北4条1丁目通りにつきましては、北5条1丁目通りに、それぞれ統合を行い管理することから、廃止をお願いするものでございます。

なお、14ページから18ページまでに、廃止路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号町道路線の廃止についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第2号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第3号第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました議案第3号第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）についての提案理由について御説明いたします。

足寄町議会総合条例11条第1項の規定により、足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）を別冊のとおり定めたいので、御提案するもの

でございます。

計画は3年を1期として定め、3年ごとに見直しを行うこととなっており、計画策定に当たり、町民参加による計画の進行管理と評価を行うために組織された足寄町高齢者保健福祉推進委員の皆様、平成27年度以降、ことし2月9日まで第7回に及ぶ委員会を開催いただき、調査、審議そして御意見をいただき、計画の作成に御尽力をいただきましたことに、改めて推進委員の皆様には厚くお礼を申し上げるところでございます。

本年2月9日開催の推進委員会におきまして、第7期計画として全員一致で了承され、具申をいただきましたことから、本日、計画提案をさせていただくものであります。

後ほど、計画書に沿って順に御説明をさせていただきますが、次期計画期間3カ年の平均要介護認定者数を489人と推計し、そのうち施設サービス利用者を141人、居宅サービス対象者を348人と見込み、今後3年間の介護給付費を介護報酬の改定、介護職員の処遇改善、消費税の増税、本町が予定しています認知症グループホームの新設等を見込んで、給付費等の積算をした結果、費用総額は第6期に比べ2億1,409万円増の28億3,353万円と推計いたしました。この推計値に基づき第6期同様、低所得者への軽減措置や国の基準に従い、高所得者の負担割合の細分化を行い、さらに2期連続の保険料引き上げとなることを避けるため、平成29年度末の実質残高が3,500万円程度となる介護給付費準備基金を約2,300万円取り崩し、65歳以上の第1号被保険者の第7期基準保険料月額を第6期と同額の5,750円とし、他の段階の保険料につきましても第6期と同額にすることといたしました。

なお、今回の臨時会で、本計画の議決をいただきました後、本年3月の第1回定例会に本計画に基づく足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の提案を予定しております。

現在計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に字句の修正等が行われ

る可能性があることにつきまして、御了承を  
くださいますよう、よろしくお願ひします。

非常にボリュームのある内容でございます  
ので、重点項目、特に御説明が必要と思われ  
る項目、これも後から変更となった内容とポ  
イントを絞って説明させていただきます。

計画書は、総論、各論、資料編の3部によ  
り構成されており、順に説明させていただきます。

計画書のまず2ページをお開きください。

まず、1、総論の第1章計画の考え方、  
1、計画策定の趣旨につきましては、我が国  
の65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が  
75歳以上の後期高齢者となる平成37年  
には3,657万人に達すると見込まれ、一  
方、総人口は既に2004年をピークに減少  
に転じており、特に高齢者を支える15歳  
から64歳までの生産年齢人口は、平成28  
年10月1日現在7,656万人となり、1人  
の高齢者を2.2人の現役世代で支えなけれ  
ばなくなっています。それに対応するた  
め、国は介護保険制度の断続的な見直しを  
行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地  
域で、その有する能力に応じて自立した  
日常生活ができるよう医療、介護、介護  
予防、住まい、生活支援を充実される  
地域包括ケアシステムを構築することを  
示してきました。

本町におきましては、平成22年度より  
医療と介護・保健・福祉連携システムの  
構築を進めてきましたが、今後、高齢化  
が進行中、地域包括システムの進化・推  
進が求められていることから、自立支  
援・介護予防・医療・介護連携に向け  
た取り組みを一層推進していきます。

2、計画策定の位置づけと構成につ  
きましては、高齢者保健福祉計画と介  
護保険事業計画を高齢者の福祉及び介  
護に関する総合的な計画として一体的  
に策定することとし、3ページに移り  
まして、足寄町第6次総合計画また  
国の基本指針、北海道高齢者保健  
福祉計画・介護保険事業支援計画・  
北海道医療計画などの関連計画との  
整合性を図り、策

定するものです。

3、計画の期間につきましては、平成30  
年度から32年度までの3年間。第7  
次計画では、団塊の世代が75歳を  
迎える平成37年度のサービス見込  
み料や保険料の推計も行っております。

4、日常生活圏域の設定につきましては、  
足寄町全体を一つの日常生活圏域と  
して設定しました。

5、計画作成体制と住民の意見反  
映につきましては、第7期北海道  
高齢者保健福祉計画・介護保険  
事業支援計画骨子を基盤として  
検討を行い、先ほども御説明  
しましたが、学識経験者や保健  
医療福祉関係者、住民団体  
で構成された足寄町高齢者  
保健福祉推進委員会にお  
いて検討、協議を行って  
いただきました。

次に4ページをお開きください。

第2章、基本理念、基本目標、重点  
的取り組みの1、基本理念につ  
きましては、前期計画に引き  
続き、いくつになってもひと  
りになっても安心して暮ら  
せる愛のまちを目指したまち  
づくりを積極的かつ計画的  
に推進することとしています。

5ページ目、2、基本目標ですが、  
基本目標の1とし、生涯生き  
がいを持ち健康に生活できる  
まちの実現、基本目標2、地  
域で支え合い継続的ケアの  
受けられるまちの実現、基  
本目標3、高齢者の尊厳を支  
えるまちの実現、基本目標4、  
住みなれた地域で最後まで  
安心して生活できるまちの  
実現、6ページに移りまして、  
基本目標5、介護保険サー  
ビスを安定して提供できる  
まちの実現、以上の五つを  
基本目標として設定して  
おります。

次に7ページ目、3、重点的  
取り組みですが、今後3年  
間の計画の推進に当たり、  
①地域包括ケアシステムの  
推進して、地域包括支援  
センターにおける相談・支  
援体制の充実等5項目を、  
②認知症施策の推進とし  
て、認知症への理解を深  
めるための普及・啓発の  
推進等4項目を、③高  
齢者の権利擁護制度の  
推進として、8ページ  
につきまして、高齢者  
等虐

待防止体制の整備等4項目を、④高齢者の積極的な社会参加、生きがいつくりの推進・充実として、多様なニーズに応じた生きがい活動の展開等4項目を、⑤多様な主体による生活支援、介護予防サービス基盤整備の推進として、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の整備等2項目を、9ページに移りまして、⑥健康づくり、介護予防、重度化防止に向けた取り組みの推進として、個々の健康状態に応じた食生活などの生活習慣改善指導等健康相談の継続等9項目を、⑦介護保険機能の適正な運営として、給付適正化の推進等2項目を、⑧介護人材の確保及び資質の向上として、10ページに移りまして、介護人材雇用支援策の充実等3項目を重点的に取り組むこととしております。

続いて、11ページ、第3章、足寄町の高齢者の現状と将来推計、(1)総人口と高齢化率の推計ですが、本町の総人口は平成29年9月では7,077人となっており、一方65歳以上の人口は増加を続け、同じく平成29年9月で2,714人、高齢化率は38.35%となりました。

13ページの表2、人口推計でございますが、平成32年度には高齢者比率が40%を超える見込みで、また平成32年度以降65歳以上人口は徐々に減少していく見込みとなっております。

13ページ、続いて、2、要介護認定者の現状と将来推計についてですが、14ページに移りまして、真ん中、(1)要介護認定者数等の推移は、平成24年度まで要介護認定者数は年々増加傾向にありましたが、それ以降平成29年度までほぼ横ばいとなっております。また、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業が導入されたため、要支援1、2が減少しています。

15ページ目、(2)要介護認定者数の推計ですが、平成29年9月末の要介護度別の認定者数の割合は、80歳から84歳の要介護認定者出現率は5人に1人。85歳以上の要介護認定者出現率は、2人に1人の割合と

なっており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度まで、要介護認定者数は年々増加していくものと見込まれています。

続いて、16ページ、(3)施設における利用者の推計ですが、平成32年度は143人、37年度は152人と、徐々に増加していくものと見込んでいます。

続いて、(4)居宅サービス対象者数の推計ですが、各年度の要介護認定者数の推計値から施設サービス利用者数の推計値を控除したもので、今後も増加するものと推計しています。

17ページ目、3、高齢者のいる世帯の状況ですが、総世帯数は昭和55年から一貫して減少しており、現在全世帯の半数以上が高齢者のいる世帯となりました。高齢単身世帯は昭和55年にはわずか70世帯でしたが、平成27年には502世帯となり、急激に増加していることがわかります。

18ページ目から21ページの医療費の状況ですが、21ページ下段に記載のとおり、21ページ、医療費の現状を見ると、糖尿病、高血圧症、慢性腎不全が上位を占め、関節疾患、肺がん、脂質異常症、狭心症が続いています。自覚症状がないまま長期に経過して糖尿病、脂質異常症が重複してくると脳、心臓、腎臓の血管に障害が発生し、脳梗塞、脳溢血、心筋梗塞、慢性腎不全等の疾患につながり、要介護状態の原因となることが考えられ、若いときからの生活習慣病の予防が非常に重要なことがわかります。

続きまして、22ページから各論に入ります。

23ページ目の図8に、計画の体系図を掲載しております。

24ページ、第1章生涯生きがいを持ち、健康に生活できるまちの実現についてですが、1、保健医療サービスの充実、(1)健康づくり施策の充実として、足寄町健康づくりに計画第2次に基づき、健康診断・保健指導・健康教育・健康相談等の各種健康づくり事業に取り組むとともに、無料クーポンの配

付やさまざまな媒体を利用した周知活動等の取り組みを行っていますが、今後もさらに工夫した取り組みが必要と考えてます。またメタボリックシンドロームの該当となる方が増加しており、健診結果をわかりやすく伝えることや保健指導に重点を置き、生活習慣の改善に結びつけるための取り組みが必要であり、歯・口腔の健康、栄養・食生活等の改善に向けた支援に引き続き取り組むこととしています。

26ページの表14で、各分野の現状や目標について掲載しております。

27ページ目、特定健診・特定保健指導についてですが、特定健康診査の受診率については、家庭訪問や電話等での受診奨励を丁寧に行ったことなどから、近年は受診率を50%台をキープしていますが、国が示す目標の60%には到達しておらず、さらに丁寧な健診の必要性の周知や受診勧奨を行ってまいります。

28ページ目、③高齢者インフルエンザ予防接種、④高齢者肺炎球菌ワクチン等についてですが、双方とも予防・重症化防止に資するものであり、今後も丁寧な周知を行って、希望者が確実に接種を受けられるよう努めます。

29ページ目、(2)生活を支える医療の充実についてですが、30ページの下のほうで計画ございます。今後ますます多様化する医療ニーズに対応するために、関係機関との連携や通院移動支援の充実を図るとともに、在宅療養を支える医療サービスの充実に向けて関係機関、医療機関との連携を進めます。

31ページ目、2、生きがいつくりの推進では、(1)高齢者の生きがいつくりの推進について、(2)地域活動促進のための基盤整備では、①世代間の交流の推進について、さらに32ページ目、②高齢者の就労・ボランティア活動の促進では、高齢者の知識・知恵・技術・技能を生かした多様な就労の機会を確保するために、高齢者就労センターの活動支援を継続し、またボランティアとして活

動する高齢者等の拡大に向け、介護ボランティアの養成研修や啓発活動を行うこととしています。

33ページ目、第2章地域で支え合い継続的ケアの受けられるまちの実現についてですが、1、福祉サービスの充実では、住みなれた地域でできるだけ長く自立した生活を継続することを可能とするために、(1)生活支援サービスの充実として、外出が困難な高齢者への①外出支援サービス、また高齢者世帯等を対象とした②除雪サービス等地域支え合いの拡大に取り組むこととしています。

また、34ページ目からの③訪問理美容サービスや④安心電話サービス、⑤緊急通報システム、35ページ目の配食サービス、イ、給食サービス、36ページ目で⑦高齢者・障害者等通院支援事業、⑧介護用品、紙おむつ支給事業。37ページ目の⑨地域住民グループ支援事業、⑩生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス)などについて、利用者のニーズ、評価を踏まえ、必要な見直しを進めるとともに、利用者増のためのPRを積極的に行います。

次に、(2)各種祝い金等に関する事業、①敬老祝い金及び②敬老会開催費交付金の2事業につきましては、引き続き実施することとしまして、特に敬老会の開催につきましては全ての対象者がそれぞれの地域でお祝いをしていただけるよう福祉課として必要な支援を行うこととしています。

次に、38ページ目、(3)施設サービスの確保、養護老人ホームですが、養護老人ホームの入所者は減少傾向にあり、本町では引き続き、入所必要者について、町外施設を利用するものと考えてます。②ケアハウス、介護利用型軽費老人ホームでは、独立して生活することが難しくなってきた方を町内で支える施設として、非常に貴重な町内の施設であり、定員70人で1カ所、社会福祉法人あしよる敬愛会により運営をされておりまして、安定した施設運営に必要な支援を町としても引き続き行う考えでございます。

続いて、39ページ目、2、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進についてですが、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を引き続き実施していきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業では、訪問型サービス、40ページに移って、②通所型サービス、③介護予防ケアマネジメント事業を行い、支援が必要な状態の改善と要介護状態にならないよう重症化予防のためのケアプランを作成し、家庭訪問、サービス担当者会議、モニタリング等を実施してまいります。また、④一般介護予防事業では、40ページ中段にございますが、関係機関と連携し、高齢者の生活機能の維持、向上、自立支援を積極的に図り、要支援、要介護状態の予防として重症化を予防する包括的な取り組みとして、ア、介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業、イ、地域介護予防活動支援事業の普及拡大を進めます。

続いて、(2) 在宅医療・介護連携の推進では、43ページに移りまして、医療・介護の関係者が連携し、他職種協働で在宅医療・介護一体的に提供できるよう以下八つの取り組みとして、医療・介護の資源の情報提供、連携の課題の抽出と対応策の検討、ウ、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進、エ、関係者の情報共有の支援、研修の充実による顔の見える関係の構築、相談支援、普及啓発の事業の推進、十勝管内関係市町村や関係団体との連携推進を図ります。

続いて、(3) 認知症施策の推進ですが、認知症は誰もがかかわる可能性のある身近な病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けるためには、早期からの予防活動や早い段階での適切な診断や対応が必要であり、45ページ目に移りまして、計画ア、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、イ、認知症の容体に応じた適時・適切な医療介護の提供、ウ、認知症の人の介

護者への支援、エ、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、安全確保などの取り組みを積極的に進めます。なお、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかの流れをまとめた足寄町認知症ケアパスを、47ページ、図9として掲載しております。

続いて、49ページ目、(4) 地域ケア会議の充実では、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別ケースの課題分析から地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを推進し、(5) 多様な主体による生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進では、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制を整備するとともに、高齢者自身が他の高齢者のための見守り、声かけや食事の提供等の生活支援サービスの担い手となり、自身も要介護状態になることをできる限り予防する取り組みが求められており、地域課題や地域資源の把握等を行うとともに、必要な生活支援・介護予防サービス提供体制について検討を行っており、生活支援の担い手養成やサービス開発、サービス提供主体等のネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターの配置を早急に進めることとしています。

50ページ目、(6) 重度化防止に向けた取り組みでは、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、重度化防止のため、地域の実情に応じたさまざまな取り組みを行うことが求められており、介護予防への関心や意識を高めてもらうため、広報等による情報発信を積極的に行うこととしています。

(7) 家族介護生活への支援、①家族介護者の交流事業では、認知症の人やその家族への支援と認知症理解の場として、認知症カフェを継続し開催するとともに、広報などで周知を図っていくこととしています。

51ページ目、第6章高齢者の尊厳を支えるまちの実現、1、権利擁護施策の推進の(1) 成年後見制度の利用支援及び(2) 日

常生活自立支援事業の利用支援につきましては、制度の周知を積極的に行い、利用促進を図ります。

5 2 ページ目、(3) 高齢者等虐待防止についてですが、虐待、疑いを含む相談が毎年数件寄せられており、関係者間で協議し、被虐待者及びその擁護者への支援につきまして、迅速で適切な対応を行うこととしています。

次に、第4章住みなれた地域で最後まで安心して生活できるまちの実現についてですが、1、相談窓口の充実、(1) 相談窓口の総合化では、来庁者が相談を待つのではなく、自宅や老人クラブの集会等へ積極的に出向いて、課題を抱えている高齢者等の早期発見、早期対応、適切な支援を目指し、また、退院後に介護等の支援が必要と見込まれる場合、早い段階で職員が病院等を訪問し、本人、家族の希望に沿った退院支援を行う先制的訪問相談の充実を図ります。

また、5 3 ページ目に移りまして、高齢者と障害を持つ子供、生活困窮、介護と育児のダブルケア等の複合化した課題やごみ屋敷、障害疑いと制度のはざまとなる課題の相談対応も必要になると見込まれ、今後も高齢者の何でも相談所として一元的に相談を受け、庁内関係部署や関係機関と連携を図りながら、点ではなく面としての支援を目指します。

また、引き続き、地域へ積極的に出向いて、課題の早期発見・早期対応・適切な支援を目指すこととしています。

また、(2) 苦情・心配事解決システムの構築、① 高齢者保健福祉サービスモニター制度では、悩みや心配事を抱えるひとり暮らし高齢者等が安心して生活を送ることができるよう制度の周知等により、必要促進を図ることとしております。

次に、② 介護保険サービス事業に関する相談体制についてですが、5 4 ページに移りまして、支援を必要とする人の早期発見・早期解決ができるよう身近なところで、苦情や心配事の相談ができ、地域で解決できる仕組み

として地域支援ネットワークの構築を図ることとしています。

次に、2、高齢者にやさしいまちづくりの推進についてですが、高齢者のための生活基盤の整備では、① 利用しやすい交通移動手段の推進、② 公共的施設の整備等の配慮、③ 福祉のまちづくりの普及啓発につきまして、引き続き関係部署、関係機関とともに、積極的に取り組むこととしています。

次に、(2) 安全な暮らしの確保についてですが、① 防犯、消費者保護の充実では、5 6 ページにつきまして、判断能力が低下した高齢者等については、定期的な見守りや権利擁護事業につなぐ等の支援を行い、交通安全の推進では、運転免許証を返納した高齢者の支援等について検討を行います。また、③ 防災体制、災害時要援護者対策の整備では、避難行動要支援者名簿は定期的なデータの更新を図り、個別計画の策定について調査、研究を進めることとしております。

次に、(3) 高齢者の居住安定施策の推進についてですが、① 暮らしやすい住宅の整備では、町の住生活基本計画や公営住宅長寿寿命化計画において、高齢者や障害者のニーズに対応した住宅の供給に配慮するとともに、ケアマネージャーや理学療法士と連携して、その方の状況に応じた適切な施工が行われるよう支援を行ってまいります。

② 高齢者・障害者の自立を支援する一時住まいでは、生活支援長屋の啓発、利用促進を図るとともに、高齢者が望む場所での生活を継続するために必要な支援を引き続き行うこととしています。

次に、5 6 ページ目、第5章介護保険サービスを安定して提供できるまちの実現についてですが、1、介護保険事業の適切な運営、

(1) 介護給付費等の適正引き上げの取り組み及び目標設定として、① 要介護認定の適正化、② ケアプランの点検、5 7 ページ目で、③ 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、④ 縦覧点検、医療情報との突合、⑤ 介護給付費通知等について、必要な対応を進めま

す。

次に、58ページ目、(2)適切な要介護認定についてですが、①介護認定審査会の適正な運営を確保するための研修に参加し、

(3)サービスの質向上のための取り組み、①介護支援専門員の支援では、59ページ目で、今後も介護支援専門員がお互いの情報を共有し、相談・学習できる環境づくりを進めることとし、②介護サービス事業者の指導では、地域密着型サービスの事業者に対し、保険者として引き続き適切な指導を行うこととしています。

次に、(4)利用者負担軽減策の実施についてですが、60ページ目、表16に記載の軽減を引き続き行うこととしています。また、2、介護人材の確保及び資質の向上では、61ページ目に移りまして、介護職場に限らず全国的に労働力不足が進んでいる状況から、介護の有資格者を雇用する仕組みは厳しい状況になると思われ、若い世代に対しての介護職の重要性ややりがい等を伝え、介護職を目指す、志す人材をふやす。介護の資格を持たない人材を雇用して育成する事業に取り組みます。また、研修制度、支援制度の充実も進めてまいります。

次に、3、サービスの円滑な提供体制の確立では、(1)制度の周知及び事業者情報の提供、(2)事業者参入の促進、(3)介護保険制度と障害福祉サービスとの連携等の充実を図ることとしています。

次に、62ページ目、4、介護保険サービスの充実では、認定者の推計及びこれまでのサービスの利用実績、今後の施設整備計画等を考慮し、平成30年度から32年度の3年間と、団塊の世代が75歳となる平成37年度の各サービス見込み量を推計しました。①施設サービス、ア、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですが、本町のあゆみの園定員56名のほか、近隣町の特別養護老人ホームの入所者がいますが、今後本町の特別養護老人ホームについて将来のサービス利用者数の推計をし、必要なサービス量を見きわめ、

施設の建てかえ等の検討を行っていきます。

次に、イ、介護老人保健施設では、町内にある介護老人施設、保健施設のほか、近隣町や帯広市等にも数人入所している状況であり、引き続き同様の利用があるものと見込みました。

次に、63ページ目、ウ、介護療養型医療施設ですが、現在利用者はいないため、第7期計画では利用者を見込んでいません。介護療養病床は平成29年度末で廃止となり、平成30年度から新たに介護医療院が創設されることになってます。

続いて、居宅介護・介護予防サービスでありますア、訪問介護、ホームヘルプサービス、64ページ目のイ、訪問入浴、65ページ目のウ、訪問看護、エ、訪問リハビリテーション、66ページ目のオ、居宅療養管理指導、カ、通所介護、デイサービス、67ページ目のキ、通所リハビリテーション、68ページのク、短期入所生活、療養介護、ショートステイ、ケ、特定施設入所者生活介護、69ページ目の福祉用具貸与、70ページ目のサ、福祉用具購入費支給、シ、住宅改修費支給、71ページ目のス、居宅介護支援・介護予防支援、それぞれのサービスにつきまして、これまでの利用実績、最近の利用意向、サービス提供体制の変化等を見込みまして、サービス等の変化等を踏まえて見込んでおります。

72ページ目、市町村が事業者の指定権限を持ち、それぞれの市町村住民の利用が優先される③地域型、地域密着型サービスですが、ア、認知症対応型通所介護、デイサービスでは、利用率の現状に鑑み推計し、イ、認知症対応型共同生活介護、グループホームでは、73ページ目に移りまして、町内NPO法人が定員9名、足寄町社会福祉協議会がむすびれっじで定員9名で運営しています。今後、認知症の高齢者が増加するものと見込まれ、町では、平成31年度から新たに定員9名のグループホームを開設する方向で検討しているため、その利用増加分を見込み推計し

ています。

続いて、73ページ目、74ページ目にありますウ、小規模多機能型居宅介護、エ、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）を定期巡回、随時対応型訪問介護看護につきましては、利用実績をベースに今後の利用意向を加味して推計しています。

続いて、その他の給付ですが、ア、高額介護サービス費、75ページ目に移って、イ、高額医療合算介護サービス費、ウ、特定入所者介護サービス費（補足給付）支給等につきましても、これまでの実績をベースに見込んでおります。

76ページ目の⑤市町村特別給付、⑥保健福祉事業につきましては、第1号被保険者への保険料で賄う必要がある介護保険事業としてではなく、町の一般財源による取り組みを引き続き行うこととしています。

同じく、76ページ目の中段から5、介護保険の事業費第1号被保険者の保険料の設定であります。①介護保険費用の推計は、サービス種別、要介護度別ごとの1回当たりの平均給付費の実績値、または単位費用に基づく各年度のサービス種別ごと、要介護度別見込み量を乗じ、さらに介護報酬の改定率、消費税増税に伴う報酬改定及び処遇改善に伴う報酬改定を考慮して積算しています。

3年間の総給付費額は、27億753万2,000円となり、居宅サービス費が11億274万9,000円。施設サービス費が13億6,081万5,000円。特定入所者介護サービス費が1億4,250万円。高額介護サービス費が7,200万円、消費税率等の見直しの影響額は3,045万6,000円となっており、総費用の約半分を施設サービス費用が占めています。団塊の世代が75歳を迎える平成37年度では、総給付費が10億円を超える見込みとなっており、引き続き必要なサービス供給量の確保とあわせて、より一層の健康づくりや介護予防に努めるものであります。

77ページから79ページまで、表17、

各サービスの給付費、利用量等の推計を掲載しております。

続いて、80ページ目、②第1号被保険者の所得段階別人数の推計であります。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は負担割合が改正され、平成30年度から32年度までの本町の介護保険事業の給付費等の23%を所得等に応じ御負担いただくこととなります。また、介護保険法施行規則の改正により、第7段階の基準所得金額が200万円未満に、第9段階の基準所得金額が300万円以上に引き上げられ、これらを踏まえ第1号被保険者の平成29年6月当初賦課時点の所得段階別被保険者数をもとに、中間年である平成31年度の被保険者数の推計を行うと、表18、所得段階別被保険者数の推計のとおりとなりました。

同じく、80ページの下段、第1号保険料率の推計ですが、平成30年度からの標準給付分の給付費見込み額は27億952万7,000円、地域支援事業費の見込み額は1億2,400万4,000円となりました。3年間の第1号被保険者の介護保険料は、3年間の給付費見込額と地域支援事業費見込額の23%を、後期高齢者の割合及び所得段階別加入割合等を加味し、本町の65歳以上の方々の人数で割ることにより算出しました。

これまでいただいた保険料を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩さない場合の介護保険料基準額は、年額7万2,096円、月額では6,008円となりましたが、しかしながら介護給付費準備基金の平成29年度末の残高が実質的には約3,500万円となる見込みであることから、81ページに移りまして、このうち2,360万円を次期3年間で取り崩すこととし、平成30年度からの介護保険料は第6期と同額の年額6万9,000円、月額5,750円とすることとしました。ちなみに、平成37年度の介護保険料の推計では、基準額は9万288円、月額7,524円と見込まれています。

82ページ目、83ページ目に表19、介

護保険サービスの総給付費の推計、30年度から32年度並びに39年度を掲載しています。

83ページ目、④所得段階別の保険料ですが、保険料は所得に応じた御負担をいただくことになっており、所得段階別の月額保険料は表20のとおりです。低所得者の保険料軽減については、引き続き行うこととしています。

84ページ目、保険料の軽減は、災害や事業の休廃止、失業、長期入院等により、生計を主として維持している方の収入が大きく減少した場合に、申請により保険料が軽減されるものです。

介護給付に係る収入費用の見込みは、85ページ目、表21にまとめており、費用総額を28億3,353万1,000円と見込みました。収入のうち国庫補助金の調整交付金は標準給付費の約8から9%、社会保障診療報酬支払基金交付金標準給付費分を27%と見込んでいます。収入の負担率は、各表の備考欄をごらんください。

続いて、86ページ目です。

第6章計画推進体制の評価。(1)計画推進への取り組み経緯として、計画策定に当たっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施し、また事業者へのヒアリングも行い、課題等の把握を行いました。またさらに、町民に広く意見聴取するパブリックコメントも実施しています。

また(4)第7期介護保険事業計画の点検と評価ですが、本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、毎年度高齢者保健福祉推進委員会で進捗状況の点検・評価を行うほか、計画・実行・検証・改善を繰り返す自己点検を実施してまいります。

87ページ目からは資料編で、88ページから90ページまで、足寄町の概要、統計データ、施設分布を掲載しており、説明は省略させていただきます。

91ページ目から93ページ目は、計画の作成体制、委員会規則等を掲載しています。

94ページ目からは、103ページ目では、高齢者保健福祉サービスの一覧でございますが、これまで概略等を説明させていただきました、さまざまなサービスを一覧にまとめております。

続いて、104ページ目から114ページ目まで、主に高齢者の生活実態を把握するために実施しました日常生活圏域ニーズ調査の結果の概要を掲載しております。

115ページ目から130ページ目までは、在宅の要介護認定者を対象としました、主に介護サービスの利用意向などを把握するために実施をした在宅介護実態調査の結果の概要を掲載しています。

以上で、計画内容についての御説明とさせていただきます。

今後ますます高齢化が進展することから、介護保険財政の安定運営を図るため、より一層健康づくりや介護予防に努めるとともに、必要なサービスの提供体制の整備、適切なサービスの提供、サービスの質の向上に取り組み、本計画の基本理念に掲げるいくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまちをめざし、本計画に沿って着実な実行を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜り、御審議いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、総合条例第11条第2項の規定により、議長を除く12人の委員で構成する第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員

会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては議長を除く12人の委員で構成する第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を設置し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時24分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をします。

第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

委員長に、川上初太郎君。

副委員長に、高橋秀樹君。

以上のとおりです。

## ◎ 議案第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 議案第4号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長(丸山晃徳君) ただいま議題となりました議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明申を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第17

号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

1、公の施設の名称、(1)足寄町地域支え合いセンター、(2)足寄町認知症対応型共同生活介護事業所、(3)足寄町生活支援長屋。

2、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町南6条2丁目7番地。団体名、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会。代表者、会長国見勲氏であります。

3、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

次に、指定管理者の選定経過についてご説明申し上げます。

指定管理者の候補者の選定についてであります。足寄町の重点施策である医療と介護・保健・福祉の連携システムを機能させるための拠点として、当該施設は小規模多機能型居宅介護事業、地域交流施設、認知症対応型共同生活介護事業、いわゆる高齢者グループホーム、及び生活支援長屋の四つの機能を有している高齢者等複合施設であります。

この施設の円滑な運営を図るには、町の意向を反映させるとともに、町と緊密な連携のもと、指定管理を行う受託者が一括管理することが望ましく、当該施設の性格及び機能が一般公募に適さないと判断し、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補を選定することとし、指定管理者の候補者として社会福祉法人足寄町社会福祉協議会と協議を行うことといたしました。

同法人は、昭和52年に法人認可を受け、介護保険事業や地域福祉に関する事業等を行っており、町の福祉施策の推進においては重要な役割を果たしていただいております。現在、この高齢者等複合施設の運営は指定管理者制度により、足寄町社会福祉協議会に管

理運営を委託しており、施設運営をどのように充実させ、サービスの向上と利用者増につなげるか等について、事務レベルの協議を継続的に行い、協定書の内容、リスク負担等について基本合意が得られたところでございます。

管理経費につきましては、3年間の合計で1億2,040万円を予定しております。

次に、指定管理者の募集等についてであります。平成30年1月23日に町から足寄町社会福祉協会に募集要綱を送付し、1月31日に同法人から指定管理者の申請書を受理いたしました。選定委員会は、2月8日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由であります。1点目として、足寄町社会福祉協議会は足寄町内の地域福祉を推進する中核的組織であり、利用者の平等利用の確保及びサービスの向上を図ることができる唯一の団体である。2点目、町内の福祉サービス事業に係る事業を熟知しており、デイサービス事業や訪問介護事業等を実施しているノウハウを活用し、町の福祉課と一体となって当該施設の効用を最大限に発揮できる。3点目としまして、平成26年度から足寄町地域支え合いセンター、平成27年度から足寄町認知症高齢者グループホーム及び生活支援長屋の指定管理者として管理運営に高い実績を有しており、当該施設の運営について、足寄町と協力して積極的に取り組む姿勢がある。4点目として、福祉サービスに係る業務を熟知しており、これまで当該3施設の管理運営を適切に行ってきた実績からも、当該施設を管理運営する物的能力、人的能力を十分に有している。このようなことから選定されたところでございます。選定委員会の結果を踏まえ、本町の重点施策である医療と介護・保健・福祉の連携システムを機能させるための拠点となる本施設の指

定管理者候補者として、足寄町社会福祉協議会が最適であるとの判断し、本議会に提案をさせていただいたところでございます。

なお、管理を行わせる期間は、介護保険事業計画・介護報酬改定が3年ごとに行われるため、その期間にあわせて平成30年度から32年度までの3年間で適当と判断したところでございます。

それでは、資料として添付しております、21ページ目、足寄町地域支え合いセンター、足寄町認知症高齢者グループホーム及び足寄町生活支援長屋指定管理者基本協定書（案）の概要について、御説明いたします。

21ページ目、右側をごらんください。

第1章総則であります。本協定の目的、指定管理者の選定の意義等について規定しております。

続いて、22ページ目には、第2章本業務の範囲と実施条件では、第9条本業務の範囲、第11条業務実施条件等について、足寄町地域支え合いセンターの設置及び管理に関する条例、足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例、及び足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例に基づき行う業務の範囲と業務実施条件を規定しております。

次に、第3章本業務の実施としまして、23ページに移りまして、業務を実施する上での関係法令の順守、19条管理施設の修繕等、第20条緊急時の対応、21条情報管理等について、規定をしています。

続きまして、第4章備品等の扱いでは、町と指定管理者それぞれで調達する備品等の、備品の取り扱い等について規定しています。

24ページ目、第5章業務実施に係る甲の確認事項では、事業計画書、25条月報の提出、26条事業報告書の提出義務と、27条業務実施状況の確認と改善勧告について規定をしています。

また同じく24ページ右側では、第6章指定管理料及び利用料等で、第28条指定管理料の支払い、29条指定管理料の変更、30

条利用料等収入の取り扱い、31条利用料金の決定等について規定をしています。

25ページ目、第7章損害賠償及び不可抗力では、事故等の発生に伴う損害賠償が生じた場合や台風や地震など不可抗力による被害等が発生した場合のリスク負担等について規定しております。

同ページの右側、第8章指定期間の満了では、第40条業務の引き継ぎ等、41条原状回復義務、42条備品等の取り扱いについて規定をしています。

26ページ、第9章指定期間満了以前の指定の取り消しでは、甲いわゆる町による指定の取り消し、乙、社会福祉協議会による指定の取り消し等の申し出等について規定をしています。

同ページ右側、第10章その他として、権利・義務の譲渡の禁止、文書の管理・保存、連絡調整会議等の設置等について、また第52条では、本業務の範囲外の業務として、指定管理者の自主事業の取り扱い等について規定しております。

28ページ目からは、用語の定義、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項について規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業実施に当たって、本協定書に基づき、本議会に指定管理料の債務負担行為の補正予算を計上しております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第5号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第7 議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田聡君。

**○教育次長（沼田 聡君）** ただいま議題となりました、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明申を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第17号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町学習塾でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、東京都世田谷区三軒茶屋1丁目41の9、株式会社B i r t h 4 7、代表取締役、片岡大宜氏でございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定の経過について申し上げます。

公設民営による高校生の学力向上等を目的とした学習塾は全国的にも少なく、かつ継続的、安定的に塾運営を担う事業者は非常に限られております。加えて、足寄町の風土や足寄高校生の気質、生徒間の大きな学力差を理解し、将来の地域を担う人材育成の観点も踏まえる必要があり、一般公募に適さないと判断されることから、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補を選定することとし、指定管理者の候補者として株式会社B i r t h 4 7と協議を行うこととしたところでございます。

協議につきましては、平成29年8月21日以降、6回の事務レベル協議を開催し、協定書の内容等について協議を行い、基本合意が得られたところでございます。

選定委員会は、平成30年2月8日、足寄町副町長を委員長に5名の策定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、株式会社B i r t h 4 7が指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として株式会社B i r t h 4 7は、個別指導方式の学習塾を34カ所、公設民営塾を6カ所運営するなど、経験豊富なスタッフと多くのノウハウを持ち、また学習塾のほかにもスポーツスクールや在宅エクステリア製品の販売、施工等の事業も行うなど、経営が安定しております。2点目として、指定管理者として、同施設の管理運営に当たり、利用者との信頼関係の構築と丁寧な指導により、生徒の学習意欲の高揚や学力の向上を果たしております。3点目として、株式会社B i r t h 4 7独自にPR用のポスターやパンフレットを作成し、足寄高校を初め各種施設に掲示するなど、利用者数増に向けた取り組みを継続して行うことで、利用率は平成27年度34%から平成29年度69%へと大幅に増加しております。4点目として、進学を控えた中学3年生を対象に、学習塾の特色を紹介す

る講演会を開催するほか、テレビや雑誌等のメディアにも公告を出すなど、町内外の広報活動を積極的に展開することで、足寄高校の2間口確保に関しても大きな成果を上げているところでございます。

以上のことから、選定委員会の選定結果を踏まえ、株式会社B i r t h 4 7を継続して指定することが最適であるものと判断し、本議会に提案させていただいたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書案について、御説明を申し上げます。

36ページをごらんください。

第1章総則では、本協定の目的、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、用語の定義、管理物件、リスク分担、指定期間及び会計年度などを規定しております。

37ページ、第2章では、本業務の範囲と実施条件では、第9条で本業務の範囲、第11条で業務実施条件について規定しております。

第3章本業務の実施では、本業務の実施、職員の配置、管理施設の修繕、緊急時の対応、個人情報の保護などを規定しております。

38ページ、第4章備品等の扱いでは、備品等の管理、使用について規定しております。

第5章業務実施に係る甲の確認事項では、事業計画書、月報の提出、事業報告書、業務実施状況の確認と改善勧告について規定しております。

39ページ、第6章指定管理料及び利用等では、指定管理料の支払い、利用等収入の取り扱い、利用料金の決定などを規定しております。

第7章損害賠償及び不可抗力では、損害賠償等保険、不可抗力発生時の対応などを規定しております。

40ページ、第8章指定期間の満了では、業務の引き継ぎと原状回復義務などを規定しております。

第9章指定期間満了以前の指定の取り消しでは、指定の取り消しなどを規定しております。

41ページ、第10章その他では、著作権の使用、権利・義務の譲渡の禁止、暴力団関係者の排除、本業務の範囲外の業務、協定の変更、疑義についての協議などを規定しております。

42ページ以降は、別紙1、用語の定義、別紙2、管理物件、別紙3、リスク分担表、別紙4、仕様書。

46ページ、別紙5、個人情報取扱特記事項について規定しております。

なお、事業の実施に当たって、本協定書に基づき、本議会に指定管理料の債務負担行為の補正予算を計上しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番。

○8番（高道洋子君） 御質問します。

この足寄学習塾の存在は本当に学力の向上とか、そういうことだけでなく、高校存続の面でもいろいろな意味で大きな、果たす役割は大きいかと思えます。

また、学習塾の先生方も大変時間を惜しんで、本当熱心に教えていらっしゃるというお話も生徒の親御さんを通じていろいろ聞いているわけでございますが、お伺いしたいことは、この3年間の総括として、学力とか進学率等々、具体的にそういうわかる範囲でいいのですけれども、わかる範囲でどういうふうに変化を、成果が出たのか、具体的にわかればお教え願いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 教育次長です。

今の議員の御質問に関してですが、学習塾の関係でございますけれども、まずは高校、

足寄高校を選択する理由にはいろいろな形があると思えますけれども、その中でやっぱり親御さんが心配しているというのは、やっぱり学力の向上ということではないのかなというふうに思ってます。

そういう面では、足寄町学習塾でやっぱり勉強をできると、そして無償でできるということがかなり足寄高校を選択する上で、大きな理由になっているのではないのかなというふうに思っております。

今回の卒業生、まだ見込みでございますけれども、出願状況を見ますと六十数名ということで、かなり地元から足寄高校を選択していただける、また町外も含めて選択していただけると、そういうのが大きいのかなというふうに思っております。

その中で、一つ目には、足寄中学校の進学率の関係でございますけれども、以前平成25年あたりはもう50%切っている状況でございましたけれども、足寄学習塾ができた以降でございますが、平成27年度でいけば73.08%、そして平成28年度、去年の3月の卒業生でございますが、76.92%、そしてことしの3月の卒業見込みでいけば、71.92%ということで、地元から足寄高校行く進学率というのも今のところ70%を維持できているというのも、一つには足寄町の学習塾があるということが大きいのかなというふうに思っております。

そしてなかなか結果としては、見えづらいところでございますけれども、国公立の合格の関係でいきますと、27年度が5名いらっしゃいました。そして28年度については1名、そして今年度につきましては今のところ進学が決まっている、合格が発表されている方5名ということで、北海道教育大学釧路校が3名と小樽商科大学が1名、北見工業大学が1名、5名の方が国公立のほうに進学ができると、あと2名の方がまだ合格の関係についてはまだはっきりしておりませんが、2名の方も国公立を目指しているということで、しっかりと足寄町学習塾のほうでそういう国

公立を目指す生徒に対するフォローもしっかりできて、その結果がこの成績に反映されているのかなというふうに私どものほうでは思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は2月27日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時49分 閉会